

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）	53
告 示	
○平成22年北海道准看護師試験の実施……………（地域医師確保推進室）	53
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………（農業支援課）	55
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	55
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業支援課）	55
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	55
○農業振興地域の一部改正……………（農地調整課）	55
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	55
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	56
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	56
○都市計画区域の変更……………（都市計画課）	57
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	62
○道路の供用の開始……………（道路課）	62
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	62
○特定調達契約に係る入札の公告……………（建設情報課）	63
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（４件）……………	64
○特定調達契約に係る入札の公告……………	65
道立江差病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	66
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	67
道収用委員会告示	
○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知……………	68
規 則	

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第92号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
北海道営住宅条例施行規則（平成９年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
別表第１の１の表道公営住宅の部紋別市の項中「106」を「145」に改め、同部苫小牧市の項中「822」を「869」に改め、別表第１の２の表駐車場の部紋別市の項中「106」を「138」に改め、同部苫小牧市の項中「470」を「517」に改め、同表集会所の部紋別市の項及び苫小牧市の項中「１」を「２」に改める。

別表第４ 紋別市の部中

「	学園第３団地駐車場	2,690円	」を
「	学園第３団地駐車場	2,690円	」に改め、同表苫小牧市の項中「１」を「２」に改める。
	であえーる幸団地駐車場	2,920円	

小牧市の部中	大成団地駐車場	3,490円	」を
「	大成団地駐車場	3,490円	」に改める。
	寿町団地駐車場	2,920円	

附 則

この規則中別表第１の１の表道公営住宅の部紋別市の項並びに別表第１の２の表駐車場の部紋別市の項及び同表集会所の部紋別市の項並びに別表第４ 紋別市の部の改正規定は平成21年10月31日から、その他の改正規定は同年11月１日から施行する。

告 示

北海道告示第732号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成22年准看護師試験を次のとおり実施する。
平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

１ 試験会場

北海道第2水産ビル
函館亀田福祉センター
苫小牧市民会館
岩見沢市コミュニティプラザ
北海道上川合同庁舎
北海道網走保健福祉事務所北見地域保健部
（北海道北見保健所）

帯広市医師会館
釧路市生涯学習センター

札幌市中央区北3条西7丁目1番地
函館市美原1丁目26番12号
苫小牧市旭町3丁目2番2号
岩見沢市有明町南1番地20
旭川市永山6条19丁目1番1号
北見市青葉町6番6号

帯広市東3条南11丁目2番地
釧路市幣舞町4番28号

2 試験の期日

平成22年2月16日（火）午後1時から午後3時30分まで（2時間30分）

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成22年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成22年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成22年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成22年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

(1) 提出先

ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所がある者については、最寄りの保健福祉事務所

イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所がある者については、その市の保健所

ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251又は（代表）011-231-4111 内線25-424）

(2) 提出期間

ア 平成21年12月7日（月）から11日（金）までとする。

イ 郵便等により送付する場合は、12月11日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

ウ 直接持参する場合は、各提出先の就業時間中に提出すること。

6 提出書類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

- (1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書 1通
- (2) 4の(5)に該当する者にあつては、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面 1通
- (3) 写真
提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真を受験願書の所定欄にはり付けること。

7 受験手数料

- (1) 6,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定欄にはり付け、出願者の印章又は署名により消印すること。
- (2) 道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。

9 合格の発表

- (1) 発表日 平成22年3月11日（木）
- (2) 閲覧場所 北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室、各保健福祉事務所及び小樽市保健所

10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、6の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成22年3月5日（金）までに北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

なお、平成22年3月5日（金）までに修業証明書又は卒業証明書を提出することができない者については、平成22年3月31日（水）午後5時30分までに北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

- (1) 開示する内容 総合得点

- (2) 開示を行う期間 平成22年3月11日（木）から4月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 開示を行う場所 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び各支庁（石狩支庁を除く。）の行政情報コーナー
- (4) 口頭による開示請求に必要な書類
受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。
- (5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。
また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 その他

- (1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室及び道内の最寄りの保健福祉事務所において配布する。
- (2) 受験願書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の切手（1部の場合）をはったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封の上、北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室又は道内の最寄りの保健福祉事務所に請求すること。
- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年11月30日（月）までに北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室まで申し出ること。
- (4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室のホームページ（アドレス [http : //www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/index](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/index)）に掲載する。

北海道告示第733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、共和土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・監事の別	氏 名	住 所
	変 更	前 変 更 後
理 事	上 勝 利	岩内郡共和町国富番外地 岩内郡共和町国富626番地3

北海道告示第734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年10月22日、江丹別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、てしおがわ土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成21年11月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成21.10. 8	理 事	桂 一 照	夕張郡栗山町字富士310番地3
同	同	監 事	木 内 達 也	同 字大井分11番地1
同	同	同	白 倉 敏 美	空知郡南幌町南14線西11番地
退 任	同 21. 9.18	同	有 澤 邦 晴	岩見沢市栗沢町字岐阜122番地

北海道告示第737号

昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成21年10月30日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び北海道空知支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

岩見沢地域の事項中「平成17年岩見沢市告示第117号により変更告示された後の用途地域及び平成6年栗沢町告示第46号により変更告示された後の用途地域」を「平成21年岩見沢市告示第206号により変更告示された後の用途地域」に改める。

北海道告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 松前郡福島町字岩部29

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字稲穂353の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第740号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町・美瑛町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町・美瑛町・幌泉郡えりも町（以上3町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 幌泉郡えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 幌泉郡えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第741号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 北見市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 岩見沢都市計画区域に係る事項

(1) 都市計画区域の名称 岩見沢都市計画区域

(2) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

ア 岩見沢市北村幌達布684番

イ 岩見沢市北村砂浜82番の一部、83番、129番、130番の一部、209番から211番まで、363番の一部、452番の一部、453番の一部、455番の一部、457番、461番、462番、463番の一部、464番の一部、465番の一部、483番、484番、487番、488番の一部、559番、560番の一部、561番、583番、585番、672番から674番まで、677番の一部、733番、736番、754番、755番、1850番、2209番、2744番、2746番、2798番、4785番 から4788番まで、5176番及び5181番まで

(3) 都市計画区域に含まれる土地の区域

ア 岩見沢市有明町南、有明町中央、若松町、大和町、南町、並木町、緑が丘、総合公園、東山町、日の出町、東町、岡山町、上幌向町、御茶の水町、幌向町、中幌向町、志文町の全域

イ 岩見沢市1条東1丁目から東17丁目まで、2条東1丁目から東18丁目まで、3条東1丁目から東18丁目（5、6、15丁目欠）まで、4条東1丁目から東18丁目まで、5条東1丁目から東18丁目（9丁目欠）まで、6条東1丁目から東14丁目まで、7条東1丁目から東14丁目まで、8条東1丁目から東12丁目（7から9丁目欠）まで、9条東1丁目から東9丁目（3、4丁目欠）まで、10条東1丁目から東7丁目まで、11条東1丁目、12条東1丁目、1条西1丁目から西14丁目まで、2条西1丁目から西16丁目まで、3条西1丁目から西18丁目まで、4条西1丁目から西18丁目まで、5条西1丁目から西19丁目まで、6条西1丁目から西20丁目まで、7条西1丁目から西22丁目まで、8条西1丁目から西23丁目まで、9条西1丁目から西23丁目まで、10条西1丁目から西23丁目（6から17丁目欠）まで、11条西1丁目から西5丁目まで、12条西1丁目から西5丁目まで、13条西1丁目から西5丁目（2丁目欠）まで、元町1条西1丁目から西3丁目まで、元町2条西1丁目から西3丁目まで、元町1条東1丁目から東9丁目まで、元町2条東1丁目から東9丁目まで、元町3条東4丁目から東5丁目まで、北本町西1丁目から西3丁目まで、北本町東1丁目から東10丁目まで、北1条西11丁目から西20丁目（12丁目欠）まで、北2条西3丁目から西20丁目まで、北3条西3丁目から西20丁目まで、北4条西4丁目から西20丁目まで、北5条西6丁目から

西20丁目まで、北6条西16丁目から西20丁目まで、大和1条1丁目から9丁目まで、大和2条2丁目から9丁目まで、大和3条3丁目から9丁目まで、大和4条4丁目から8丁目まで、南町1条1丁目から2丁目まで、南町2条1丁目から2丁目まで、南町3条1丁目から2丁目まで、南町4条1丁目から2丁目まで、南町5条1丁目から2丁目まで、南町6条1丁目から2丁目まで、南町7条1丁目から5丁目まで、南町8条1丁目から5丁目まで、南町9条1丁目から5丁目まで、美園1条1丁目から8丁目まで、美園2条1丁目から8丁目まで、美園3条1丁目から8丁目まで、美園4条1丁目から8丁目まで、美園5条2丁目から8丁目まで、美園6条6丁目から8丁目まで、美園7条8丁目、駒園1丁目から9丁目まで、緑が丘1丁目から6丁目まで、春日町1丁目から4丁目まで、鳩が丘1丁目から4丁目まで、日の出北1丁目から4丁目まで、日の出南1丁目から4丁目まで、日の出北1丁目から10丁目まで、栄町1丁目から8丁目まで、東町1条1丁目から8丁目まで、東町2条1丁目から8丁目まで、桜木1条1丁目から7丁目まで、緑町1丁目から7丁目まで、上幌向北1条1丁目から6丁目まで、上幌向南1条1丁目から6丁目まで、上幌向南2条5丁目から6丁目まで、上幌向南3条6丁目から7丁目まで、幌向北1条1丁目から7丁目まで、幌向北2条1丁目から7丁目まで、幌向南1条1丁目から5丁目まで、幌向南2条1丁目から5丁目まで、幌向南3条1丁目から5丁目まで、幌向南4条1丁目から4丁目まで、幌向南5条1丁目、志文本町1条1丁目から6丁目まで、志文本町2条1丁目から6丁目まで、志文本町3条1丁目から6丁目まで、志文本町4条1丁目から5丁目まで、志文本町5条1丁目から5丁目まで、ふじ町1条1丁目から7丁目まで、ふじ町2条1丁目から7丁目まで、かえで町1丁目から8丁目まで及び若駒1丁目から3丁目まで

ウ 岩見沢市峰延町1番から4番まで、6番、7番、9番、22番、23番、26番、27番、30番、31番、33番、35番から39番まで、41番から45番まで、50番、51番、54番から58番まで、60番、61番、68番、71番、72番、74番から79番まで、86番から90番まで、96番、97番、100番、101番、108番から114番まで、116番、117番、119番、120番、126番から131番まで、134番から136番まで、142番から144番まで、147番、149番から163番まで、165番から172番まで、174番、176番、177番、179番、181番、251番から253番まで及び722番

エ 岩見沢市稔町28番から32番まで、34番から37番まで、39番から56番まで、58番、59番、61番から87番まで、89番、90番、92番から96番まで、99番から107番まで、109番から113番まで、115番、116番、118番から127番まで、129番から132番まで、134番、138番から140番まで、142番、143番、146番から161番まで、163番から174番まで、176番から188番まで、190番から202番まで、204番、206番、207番、209番から216番まで、219番から224番まで、227番から233番まで、235番から237番まで、244番、246

番から252番まで、254番から256番まで、258番、261番から263番まで、266番、268番から270番まで、273番、276番から278番まで、283番から288番まで、290番から305番まで、307番から310番まで、312番、316番、318番、383番、384番、387番から393番まで、396番から398番まで、400番から403番まで、406番、407番、409番から412番まで、414番から416番まで、418番、419番、421番から424番まで、426番、436番、438番から442番まで、445番、448番から451番まで、454番、455番、457番、460番、462番、464番、465番、467番から475番まで、478番、479番、481番から483番まで、486番から488番まで、490番から493番まで、496番から498番まで、500番から502番まで、506番から511番まで、513番、514番、516番から523番まで、525番から527番まで、530番から533番まで、536番から546番まで、548番から550番まで、553番から556番まで、558番、559番、561番、563番から568番まで、571番から580番まで、582番から586番まで、588番から605番まで、607番から620番まで、622番から626番まで、628番から634番まで、637番、639番から642番まで、644番、645番、651番、653番、655番、657番から660番まで、662番、664番から671番まで、677番から680番まで、687番から696番まで、698番から710番まで、714番、720番から722番まで、725番、726番、728番、729番、732番、734番、739番、740番、742番、744番から746番まで、748番、750番、751番、753番から758番まで、760番から763番まで、765番から771番まで、773番から777番まで、780番から783番まで、785番、787番から803番まで、806番から819番まで、821番から841番まで、843番、1240番、1266番、1269番、1270番から1273番まで、1275番から1277番まで、1279番、1280番、1282番、1283番及び1285番から1299番まで

オ 岩見沢市西川町 1 番から10番まで、12番から19番まで、21番、22番、24番、25番、27番から38番まで、40番、41番、45番、48番から50番まで、54番から56番まで、59番、60番、63番、67番、68番、70番から76番まで、78番から83番まで、85番から87番まで、91番、92番、95番から98番まで、101番、102番、105番、106番、111番から114番まで、117番、119番から123番まで、126番から134番まで、142番、144番から146番まで、148番、152番、153番、156番から162番まで、164番から166番まで、168番から171番まで、173番から204番まで、206番、209番から211番まで、225番から233番まで、237番から240番まで、243番から253番まで、256番、257番、264番から268番まで、270番から276番まで、278番、280番、281番、283番、285番から290番まで、293番、296番、297番、302番から308番まで、310番、311番、313番から323番まで、328番から330番まで、335番から343番まで、345番、346番、351番から353番まで、355番、358番、359番、364番から369番まで、372番、373番、375番、377番、379番、381番、385番、387番、390番、394番、395番、409番、410番、412番から416番まで、425番から431番まで、433番から443番まで、445番から449番まで、451番、452番、454番、456番から

458番まで、461番から464番まで、467番から486番まで、488番、491番、493番から495番まで、497番、499番から501番まで、503番、505番、507番から509番まで、511番、512番、514番、519番、520番、522番から525番まで、528番から540番まで、543番から555番まで、557番、558番、561番、562番、564番、565番、568番、573番、577番から582番まで、584番、586番から591番まで、593番、595番から597番まで、599番から602番まで、605番、608番から610番まで、613番から616番まで、618番から621番まで、623番から625番まで、627番、630番、632番から634番まで、637番から641番まで、643番、645番から647番まで、649番、651番から654番まで、656番から660番まで、667番、669番、671番から677番まで、679番から708番まで、710番から722番まで、724番から757番まで、759番、778番から781番まで、783番、786番から797番まで、801番、802番、842番、872番、935番から942番まで、944番、945番、994番から1003番まで、1005番、1038番、1275番、1303番、1318番、1321番、1328番から1337番まで及び1339番から1346番まで

カ 岩見沢市金子町 1 番、2 番、4 番、7 番、9 番から17番まで、19番から26番まで、29番から37番まで、40番、42番から46番まで、50番、51番、81番から90番まで、93番から99番まで、101番から106番まで、108番、111番から119番まで、121番から123番まで、125番から129番まで、135番から137番まで、139番、140番、142番から145番まで、147番、149番から151番まで、153番、155番、160番、161番、163番から169番まで、306番から311番まで、314番、315番、317番、320番、322番から324番まで、326番、328番から330番まで、332番、333番、337番から340番まで、373番、493番、495番、912番及び914番

キ 岩見沢市下志文町28番、30番から33番まで、35番から37番まで、39番から42番まで、371番、479番及び1565番

ク 岩見沢市上志文町 1 番から12番まで、14番から18番まで、20番、22番から45番まで、47番から64番まで、66番から70番まで、73番から75番まで、77番、79番、81番から83番まで、88番から93番まで、95番、99番から101番まで、103番、106番から136番まで、138番、143番から159番まで、161番、162番、164番、166番から170番まで、172番、174番、177番、184番から196番まで、198番、199番、202番から208番まで、210番から213番まで、215番から226番まで、229番、230番、232番から238番まで、240番、242番から246番まで、249番から261番まで、263番から265番まで、269番、274番、276番、277番、279番から295番まで、297番、299番から314番まで、316番から322番まで、324番、326番から328番まで、330番から336番まで、338番、339番、341番から345番まで、349番から365番まで、367番から380番まで、382番、383番、385番、387番、389番、390番、394番から399番まで、401番から404番まで、406番、407番、409番から415番まで、417番から433番まで、435番から438番まで、440番から448番まで、

450番から455番まで、457番、460番、462番から464番まで、466番から468番まで、470番から492番まで、494番から496番まで、498番、499番、501番、502番、504番、505番、507番、509番から518番まで、520番から522番まで、524番から529番まで、531番から553番まで、555番から565番まで、568番から588番まで、590番から611番まで、613番から615番まで、647番、652番、663番から674番まで、677番から679番まで、681番から706番まで、708番、717番から719番まで、721番から725番まで、727番から739番まで、743番から749番まで、752番から773番まで、775番、777番から783番まで、787番、791番、793番から795番まで、805番から829番まで、832番から837番まで、839番、840番、842番から852番まで、854番、856番から895番まで、897番から900番まで、903番、905番から910番まで、912番から916番まで、919番から923番まで、925番、926番、928番、930番から933番まで、943番から945番まで、947番、949番、966番、976番、977番、982番、999番、1010番、1018番、1116番、1120番、1124番、1164番、1181番、1307番、1308番、1312番から1316番まで、1331番、1334番、1340番、1341番、1352番、1383番から1390番まで及び1573番から1595番まで

ケ 岩見沢市宝水町1番、2番、5番、9番から15番まで、17番から20番まで、22番から28番まで、30番、31番、33番から44番まで、46番から61番まで、63番、65番から71番まで、73番から80番まで、83番、85番、87番から92番まで、94番から97番まで、102番から111番まで、113番、115番から117番まで、119番、124番、126番、128番から134番まで、137番、139番、140番、142番、144番から161番まで、166番から169番まで、171番、174番、176番、181番から186番まで、188番から190番まで、192番から195番まで、197番から207番まで、212番から229番まで、231番から234番まで、236番から238番まで、240番から249番まで、251番から257番まで、259番から262番まで、264番から267番まで、269番から299番まで、301番から304番まで、306番から319番まで、321番から335番まで、337番から346番まで、348番から351番まで、353番から392番まで、394番から400番まで、402番から413番まで、416番から424番まで、432番から445番まで、447番、448番、451番、452番、454番、456番から458番まで、554番から564番まで、567番及び568番

コ 岩見沢市栗沢町本町、南本町、北本町、東本町、西本町、幸穂町、耕成、南幸穂、北幸穂、加茂川、最上及び由良の全域

サ 岩見沢市栗沢町砺波66番、69番、70番、72番、80番、87番から94番まで、96番、101番から103番まで、109番、111番、115番、127番、132番、133番、137番から141番まで、143番、144番、164番、165番、191番、297番、298番、338番、345番、348番から352番まで、359番、364番、374番、377番、382番から402番まで、404番から432番まで、510番から512番まで、515番、526番から529番まで、531番、533番、534番、539番、540番、8009番、8010番、8016番、8017番、8019番、8021番から8024番まで、

8026番、8027番、8029番、8033番、8111番、8182番及び8185番

シ 岩見沢市栗沢町必成10番、12番、24番、25番、27番、28番、30番、34番から38番まで、55番、62番、64番、92番、96番、99番から125番まで、127番から225番まで、228番、233番、237番、238番、240番から248番まで、250番、261番、262番、266番、267番、274番、280番、281番、283番、285番、287番から306番まで、310番、314番から333番まで、337番、338番、344番から346番まで、348番から430番まで、481番から642番まで、651番から657番まで、8336番、8338番、8341番から8347番まで、8350番、8356番、8364番、8380番、8383番、8384番、8389番から8391番まで、8393番、8398番、8401番、8402番及び8404番

ス 岩見沢市栗沢町小西37番、42番、43番、46番、49番、50番、52番から55番まで、85番、95番、98番、99番、108番、110番から113番まで、115番、117番、120番から124番まで、126番、129番から131番まで、133番から144番まで、146番から235番まで、254番、257番、269番、275番、279番、281番、289番、292番から294番まで、304番から324番まで、326番、327番、349番から438番まで、503番から523番まで、526番から528番まで、8264番から8273番まで、8275番及び8277番

セ 岩見沢市栗沢町栗丘1番から6番まで、8番、12番から125番まで、127番から144番まで、146番から150番まで、152番、153番、155番から162番まで、164番から167番まで、170番から175番まで、177番から190番まで、192番から206番まで、208番から215番まで、218番から220番まで、224番から232番まで、235番から238番まで、240番、241番、243番、244番、247番、248番、250番から254番まで、257番、258番、262番から264番まで、266番、269番、272番、275番、276番、278番から288番まで、295番から298番まで、300番から302番まで、304番から306番まで、308番から313番まで、316番から318番まで、321番から325番まで、327番、329番、330番、333番、336番から341番まで、343番から346番まで、348番、353番、354番、357番から359番まで、361番から375番まで、377番、378番まで、380番から392番まで、438番から457番まで、8222番から8237番まで、8244番から8249番まで、8295番、8300番から8304番まで、8307番から8309番まで、8311番から8321番まで、8323番から8325番まで及び8328番から8333番まで

ソ 岩見沢市栗沢町上幌422番の一部、424番の一部、426番の一部、429番の一部、433番の一部、1130番の一部、1131番の一部、1132番の一部、1146番の一部、1149番、1153番の一部、1162番の一部、1163番の一部、1624番、8522番の一部、8527番の一部、8704番の一部、8705番の一部及び8713番の一部

タ 岩見沢市栗沢町茂世1番の一部、4番の一部、11番の一部、12番の一部、379番の一部、380番の一部、8577番の一部、8630番の一部、8631番、8648番の一部及び8649番

チ これら区域に隣接する幌向川の中心線西側、夕張川の中心線北側、旧石狩川の中心線西側及びお茶の水幹線排水路の中心線西側並びにこれら区域に介在する国有地、道有地及び市有地の全部

(4) 都市計画区域から除かれる土地の区域

ア 岩見沢市上幌向町1010番から1012番まで、1023番、1025番、1027番から1030番まで、1032番から1034番まで、1036番、1037番、1039番から1049番まで及び1052番から1055番まで

イ 岩見沢市お茶の水町592番の一部、594番、595番、598番から600番まで、602番、603番、605番、606番、607番の一部、628番、630番、706番から711番まで、713番、717番、720番、723番から730番まで、733番から736番まで、738番から742番まで、744番から748番まで、750番、751番、753番から763番まで及び765番

ウ 岩見沢市栗沢町茂世丑4番、11番、12番、14番から23番まで、25番から30番まで、34番から37番まで、41番から46番まで、50番、51番、53番から56番まで、336番、350番、352番、361番、365番から367番まで、369番から375番まで、377番から381番まで、385番、387番、389番、393番から399番まで、402番、405番、406番、412番、415番から420番まで、423番から426番まで、428番から431番まで、433番、435番から438番まで、440番、441番、445番、447番、448番、451番、849番から852番まで、854番から856番まで、858番、859番、867番から869番まで、871番から876番まで、882番、885番、889番、892番、893番、897番、898番、901番、902番、904番から908番まで、911番から924番まで、926番から930番まで、932番から943番まで、946番から970番まで、972番から988番まで、932番から966番まで、1000番、1003番から1007番まで、1020番、1343番、1346番から1348番まで、1351番、1353番、1355番、1358番、1360番から1364番まで、1366番から1375番まで、1380番から1388番まで、1390番、1393番から1395番まで、1399番、1401番から1405番まで、1407番、1409番、1410番、1412番、1415番から1420番まで、1424番から1426番まで、1428番から1434番まで、1439番から1446番まで、1450番、1452番、1454番、1456番、1458番から1465番まで、1467番から1470番まで、1474番、1475番、1478番、1483番、1502番、1506番、1507番、1514番から1516番まで、1531番から1539番まで、1550番、1553番から1858番まで、2558番から2580番まで、2628番から2639番まで、2655番、2662番、2670番から2679番まで、8576番から8589番まで、8591番、8592番、8630番、8632番から8648番まで、8650番から8654番まで、8712番、8714番から8716番まで、8718番及び8721番

エ 岩見沢市栗沢町上幌387番から389番まで、391番、401番、404番から406番まで、410番、411番、412番、417番から422番まで、425番、433番、436番から440番まで、442番、443番、445番から448番まで、451番、452番、454番、455番、458番から461番まで、1108番、1111番、1113番、1117番、1123番、1124番、1128番から1135番まで、1137番から1140番まで、1143番から1146番まで、1150番、1151番、1154番、1156番か

ら1161番まで、1163番から1173番まで、1175番から1181番まで、1184番から1186番まで、1188番から1192番まで、1194番から1196番まで、1200番から1203番まで、1227番、1980番、1981番、2252番から2254番まで、2281番から2284番まで、2736番から2738番まで、2746番から2748番まで、3047番から3052番まで、3055番から3092番まで、3094番から3103番まで、3105番から3127番まで、3148番、8520番、8521番、8525番から8527番まで、8530番、8704番から8706番まで、8708番から8711番まで、8713番、8717番、8719番及び8720番

（この都市計画区域の図は北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く。）

2 名寄都市計画区域に係る事項

(1) 都市計画区域の名称 名寄都市計画区域

(2) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

名寄市字日進29番の一部、48番、49番の一部、50番、51番、65番の一部、67番、138番、145番から147番まで、149番から151番まで、154番、155番、157番、158番、160番、167番から169番まで、170番の一部、172番の一部、173番の一部、174番から178番まで、207番の一部、208番から210番まで、217番、218番の一部、219番から241番まで、248番、250番から252番まで、254番、267番、268番、275番から277番まで、279番、387番から389番まで、391番の一部、392番、393番の一部、394番の一部、395番、396番の一部、397番、399番、400番、401番の一部、402番から404番まで、407番、409番から413番まで、414番の一部、415番の一部、433番の一部、434番の一部、436番の一部、437番の一部、455番の一部、467番から471番まで、478番、479番、488番の一部、489番の一部、951番、952番、954番、959番、961番から965番まで、1064番から1171番まで、1178番、1180番及び1181番

(3) 都市計画区域に含まれる土地の区域

ア 名寄市大通南1丁目から南12丁目、大通北1丁目から北10丁目まで、東1条南1丁目から南9丁目まで、東2条南1丁目から南12丁目（8丁目欠）まで、東3条南1丁目から南9丁目（8丁目欠）まで、東4条南1丁目から南9丁目（8丁目欠）、東5条南1丁目から南9丁目（8及び9丁目欠）まで、東6条南1丁目から南9丁目（6及び7丁目欠）まで、東7条南1丁目から南9丁目（2、5、6及び7丁目欠）まで、東8条南5丁目から東8条南8丁目まで、東8条南9丁目、東9条南5丁目、東1条北1丁目から北9丁目まで、東2条北1丁目から北9丁目まで、東3条北1丁目から北8丁目まで、東4条北1丁目から北8丁目まで、東5条北1丁目から8丁目（7丁目欠）まで、東6条北1丁目から北5丁目まで、西1条南1丁目から南12丁目まで、西2条南1丁目から南12丁目まで、西3条南1丁目から南12丁目（9丁目欠）まで、西4条南1丁目から南12丁目まで、西5条南1丁目から南12丁目（9丁目欠）まで、西6条南1丁目から南12丁目まで、西7条南1丁目から南12丁目まで、西8条南1丁目から南6丁目まで、西8条南10丁目から南12丁目まで、西9条南4丁目から南6丁

目まで、西10条南1丁目から南12丁目まで、西11条南1丁目から南12丁目まで、西12条南1丁目から南12丁目まで、西13条南1丁目から南12丁目まで、西14条南5丁目から南12丁目まで、西2条南1丁目から南12丁目まで、西15条南1丁目、西15条南4丁目から南7丁目まで、西15条南9丁目、西16条南9丁目、西1条北1丁目から北7丁目の全部、西2条北1丁目から北8丁目まで、西3条北1丁目から北7丁目まで、西4条北1丁目から北11丁目（9丁目欠）まで、西5条北1丁目から北11丁目まで、西6条北1丁目から北11丁目（5及び7丁目）まで、西7条北1丁目から北9丁目まで、西8条北1丁目から北9丁目まで、西9条北1丁目から北10丁目まで、西10条北1丁目から北9丁目まで、西12条北1丁目から北5丁目まで、西13条北1丁目及び西2条北1丁目から北8丁目まで並びに字大橋、字砺波、字共和、字豊栄、字徳田及び字緑丘の全域

イ 名寄市字日彰字日彰498番の一部及び499番の一部

ウ 名寄市字内淵2番、3番、4番、6番の一部、7番、9番、10番の一部、11番、12番、13番の一部、15番の一部、16番の一部、17番の一部、19番の一部、21番、26番の一部、27番の一部、28番、29番、33番、34番、37番、42番の一部、44番の一部、51番、52番、57番、58番、61番、66番から71番まで、333番、334番、361番から365番まで、374番、376番、377番、397番、420番から423番まで、428番、431番、435番、436番、539番から593番まで、595番から607番まで、609番から700番まで、703番から05番まで、706番の一部及び707番

エ 名寄市字旭東85番から87番まで、118番から144番まで及び146番から159番まで

オ 名寄市字日進1番、2番、3番の一部、5番、73番から78番まで、80番、86番、87番、88番の一部、90番、93番から99番まで、100番の一部、101番の一部、102番、103番の一部、104番、105番の一部、106番の一部、107番の一部、108番の一部、112番、114番の一部、115番の一部、117番の一部、118番の一部、119番の一部、122番の一部、132番の一部、133番から135番まで、137番、148番、304番、306番から310番、311番の一部、320番の一部、323番の一部、324番の一部、325番の一部、328番、335番、338番から340番まで、347番から353番、355番、356番の一部、357番の一部、358番の一部、361番の一部、362番の一部、363番の一部、364番の一部、365番の一部、366番、367番の一部、370番の一部、371番の一部、372番の一部、381番の一部、382番の一部、522番の一部、523番の一部、524番、721番、722番、724番の一部、749番の一部、750番、759番、763番、930番、932番、934番、937番、947番、973番から988番まで、992番、1002番から1128番まで、1129番の一部、1130番から1133番まで、1143番から1159番まで、1161番から1163番まで、1175番、1795番及び2008番

カ 名寄市字曙1番、4番、5番、7番、10番から29番まで、31番、33番から45番まで、47番から52番まで、57番から59番まで、64番から66番まで、77番、78番、82番、86番から92番まで、94番、98番、108番、110番、113番、116番から123番まで、125番、

127番、128番、147番、151番から155番まで、167番、168番、176番、179番から181番まで、187番、190番から193番まで、195番から197番まで、199番の一部、200番、203番、207番から209番まで、212番、222番、225番から228番まで、231番、234番から240番まで、243番、253番、257番、258番、263番、292番から294番まで、295番、296番、299番、300番、301番、305番から313番まで、317番から321番まで、325番から331番まで、337番、338番、372番、373番、395番、405番、419番、421番、428番、431番、432番、434番から441番まで、444番、448番から452番、453番の一部、454番の一部、454番の一部、455番の一部、472番の一部、474番の一部、749番、750番、752番、753番、755番、759番、774番、792番、794番から809番まで、811番から813番まで、815番から819番まで、825番から827番まで、830番から832番まで、838番から853番まで、854番の一部、862番の一部、863番の一部、864番の一部、1647番、1741番、1744番、3271番、3273番、3274番、3276番、3278番、3280番から3294番まで、3299番から3418番まで、3483番から3509番まで及び3511番から3523番まで

キ 名寄市風連町本町、大町、南町、仲町、西町、北栄町、新生町、緑町、字中央、字豊里及び字瑞生の全域

ク 名寄市風連町字東風連33番、37番、41番、43番、45番、47番、49番、536番、537番、541番、542番、544番、551番、552番、634番から636番まで、944番、946番、948番、952番、954番、956番、959番、968番から970番まで、974番、1042番、1047番、1049番、1054番、1055番、1245番、1246番、1248番から1250番まで、1252番、1260番、1261番、1263番から1271番まで、1275番から1277番まで、1279番、1281番から1285番まで、1289番から1326番まで、1328番、1346番から1349番まで、1392番、1393番、1401番から1404番まで、1406番、1411番、1416番、1419番、1421番、1429番、1430番、1437番から1439番まで、1457番から1462番まで、1464番、1466番、1470番、2448番の一部、2469番、2471番から2485番まで、2486番の一部、2487番から2489番まで、2503番から2506番まで、2509番から2516番まで、2556番、2557番、2604番から3122番まで、3124番、3138番から3176番まで及び3210番から3221番まで

ケ これら区域に隣接する天塩川の中心線東側、名寄川の中心線西側及びフーレベツ川の中心線西側並びにこれら区域に介在する国有地、道有地及び市有地の全部

(4) 都市計画区域から除かれる土地の区域

ア 名寄市字内淵39番の一部、40番の一部、53番、192番の一部、196番の一部、197番の一部、199番、200番、201番の一部、335番、429番、430番、626番、632番、634番及び635番

イ 名寄市字瑞穂1番の一部、2番の一部、3番、4番の一部、5番の一部、6番の一部、7番から14番まで、15番の一部、16番、17番、20番、22番及び24番

ウ 名寄市字曙453番の一部、454番の一部、455番の一部、472番の一部、473番の一部及び474番の一部

（この都市計画区域の図は北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く。）

北海道告示第743号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 岩 見 沢 都 市 計 画

（1）岩見沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（2）岩見沢都市計画道路に係る事項

ア 都 市 計 画 の 種 類 道路**イ 都市計画を定めた土地の区域**

種 別 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路 3・3・1号 234号通	岩見沢市美園1条1丁目	岩見沢市栗沢町最上	岩見沢市美園7条8丁目
同 3・3・2号 12号通	岩見沢市幌向町	岩見沢市岡山町	岩見沢市9条西5丁目
同 3・4・11号 中央通	岩見沢市1条西1丁目	岩見沢市東山町	岩見沢市10条西1丁目
同 3・4・12号 東2丁目通	岩見沢市7条東2丁目	岩見沢市稔町	岩見沢市北本町東1丁目
同 3・4・23号 6条通	岩見沢市5条東15丁目	岩見沢市栄町7丁目	岩見沢市5条東17丁目
同 3・4・51号 栗沢駅前通	岩見沢市栗沢町北本町	岩見沢市栗沢町最上	岩見沢市栗沢町東本町
同 3・4・52号 栗沢1条通	岩見沢市栗沢町必成	岩見沢市栗沢町南幸穂	岩見沢市栗沢町本町
同 3・4・57号 栗沢南幌通	岩見沢市栗沢町南幸穂	岩見沢市栗沢町小西	岩見沢市栗沢町南幸穂

2 名 寄 都 市 計 画

（1）名寄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（2）名寄都市計画道路に係る事項

ア 都 市 計 画 の 種 類 道路**イ 都市計画を定めた土地の区域**

種 別 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路 3・4・20号 大通	名寄市風連町本町	名寄市風連町西町	名寄市風連町仲町
同 3・4・21号 国道北通	名寄市風連町本町	名寄市風連町大町	名寄市風連町大町
同 3・4・22号 国道南通	名寄市風連町本町	名寄市風連町南町	名寄市風連町南町
同 3・4・23号 東3号通	名寄市風連町仲町	名寄市風連町南町	名寄市風連町仲町
同 3・4・24号 瑞生通	名寄市風連町大町	名寄市風連町西町	名寄市風連町仲町

（3）名寄都市計画緑地に係る事項

ア 都 市 計 画 の 種 類 緑地**イ 都市計画を定めた土地の区域**

変更した部分

名称 3号 天塩川さざなみ公園

位置 名寄市風連町字瑞生

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 赤平奈井江線 北海道札幌土木現業所	空知郡奈井江町字東奈井江204番1地先から 同町字東奈井江199番2地先まで	平成21.10.30
道道 江部乙雨竜線 北海道札幌土木現業所	滝川市江部乙町西13丁目1570番3地先から 同町西13丁目518番1地先まで	平成21.11.5 午前5時
道道 勇足池田線 北海道帯広土木現業所	中川郡池田町字東台107番4地先から 同町字昭栄14番3地先まで	平成21.10.30

北海道告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路 線 名	網走端野線			
3	道路の区域				
	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	網走市字嘉多山738番1地先から 同市字嘉多山731番1地先まで	前	21.00mから 33.00mまで	551.20m	――
		後	21.00mから 33.00mまで	551.20m	――
		後	26.00mから 39.00mまで	541.00m	――

北海道告示第746号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年10月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
入札契約総合管理システム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
ア サ ー バ 23台
イ パーソナルコンピュータ 58台
ウ プ リ ン タ 28台
エ 通 信 機 器 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 契 約 期 間 平成22年2月15日から平成26年2月14日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 平成21年10月30日から11月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理局建設情報課
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4 契約条項を示す場所
北海道建設部建設管理局建設情報課
5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 北海道建設部建設管理局建設情報課）
(2) 入 札 日 時 平成21年12月11日（金）午前10時（送付による場合は、同月10日まで）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を(1)あて（メールアドレス：kenjo.kikaku@pref.hokkaido.lg.jp）に申し込むこと。
8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で、最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設管理局建設情報課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5586

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Servers 23 set
- b. Personal computer 58 set
- c. Printer 28 set
- d. Communication devices 1 set

B. Bid tendering date and time :

10:00 A.M., December 11, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than December 10, 2009)

C. Contact point of notice :

Construction Information Division, Bureau of Construction Management, Department Of
Construction, Hokkaido Government Kita-3, Nishi-6, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido,
060-8588 JAPAN
Phone 011-204-5586

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第34号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年10月30日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）
- (2) 貨物兼乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）

2 落札を決定した日

平成21年10月9日

3 落札者の氏名及び住所

1の(1)及び(2)

- (1) 氏 名 北海道日産自動車株式会社
- (2) 住 所 札幌市北区北6条西5丁目3番地

4 落札金額

- (1) 1,693,150円
- (2) 1,118,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年8月25日付け北海道石狩支庁告示第24号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道石狩支庁地域振興部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道石狩支庁告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年10月30日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 2台

2 落札を決定した日

平成21年10月9日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額

163,600円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年9月8日付け北海道石狩支庁告示第27号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道石狩支庁地域振興部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道石狩支庁告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年10月30日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車 1台（3 t 級（湿式）4WD）
- 2 落札を決定した日
平成21年10月20日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
(2) 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号
- 4 落札金額
17,850,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年9月25日付け北海道石狩支庁告示第28号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道渡島支庁告示第115号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年10月30日

北海道渡島支庁長 寺 山 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車 1台
- 2 落札を決定した日
平成21年9月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函館日産自動車株式会社
(2) 住 所 函館市石川町60番地
- 4 落札金額
1,304,877円
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成21年8月14日付け北海道渡島支庁告示第85号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道後志支庁告示第96号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係わる調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年10月30日

北海道後志支庁長 谷 本 辰 美

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 北海道行政情報コミュニケーションシステム端末機器の賃貸借 パーソナルコンピュータ 7台 一式（1月当たりの単価）
イ 北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借 パーソナルコンピュータ 22台 一式（1月当たりの単価）
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 契 約 期 間 平成22年1月4日から平成25年12月27日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア 申 請 の 期 間 平成21年10月30日（金）から11月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所3階会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成21年11月24日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月20日（金）必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：otarudoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定

価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札説明書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
電話番号 0134-25-2142

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 7 1 set

b Personal Computer 22 1 set

B. Bidding date and time : 1 : 30 P.M., November 24, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than, November 20, 2009)

C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District
Public Works Management Office, 1-Chome, Okusawa, Otaru, Hokkaido, 047-8639, Japan
Phone : 0134-25-2142

道 立 江 差 病 院 告 示

北海道立江差病院告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年10月30日

北海道立江差病院長 中 田 智 明

1 落札に係る物品等の名称及び数量 超電導磁気共鳴断層撮像装置 一式 2 落札を決定した日 平成21年9月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社常光 (2) 住 所 東京都文京区本郷3丁目19番4号 4 落札金額 161,553,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年8月21日付け北海道立江差病院告示第25号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立江差病院庶務課 (2) 所在地 檜山郡江差町字伏木戸町484番地	次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年10月30日から同年11月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁網走教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階3号会議室 （送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 平成21年11月25日（水）午前10時（送付による場合は、同月24日（火）までに必着のこと。） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成21年6月23日付け北海道教育庁網走教育局告示第20号 8 入札説明書の交付に関する事項
道教育庁網走教育局告示	
北海道教育庁網走教育局告示第22号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年10月30日 北海道教育庁網走教育局長 森 徳 男 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 117台 （高等学校普通科用） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成22年1月8日から平成27年12月25日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 期 日 平成22年1月8日（金） (5) 納 入 場 所 北海道北見緑陵高等学校（42台）、北海道訓子府高等学校（42台）及び北海道興部高等学校（33台） 2 入札に参加する者に必要な資格	

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（メールアドレス：kudou.hitomi@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
 (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
 電話番号 0152-41-0750

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 117 1 set
 B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 25, 2009
 (If mailed, bids must arrive no later than November 24.)
 C. Contact point of notice :
 Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education,
 Hokkaido Office of Education Nishi 3, Kita 7, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan
 Phone : 0152-41-0750

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭

の上受領されたい。
 なお、当該書類を受領しないときは、平成21年11月19日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成21年10月30日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 1 書類の名称
 審理の開始通知書（平成21年10月23日付け北収第248号北海道収用委員会会長通知）
 2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番
不明 ただし、土地登記記録上の住所 釧路市愛国39番地2160	高 橋 實	釧路市北園190番459 (分筆前地番)
不明 ただし、土地登記記録上の住所 釧路市住吉二丁目8番5号	太 田 昭 夫	釧路市昭和190番1331 (分筆前地番)
		釧路市昭和190番1348 (分筆前地番)